建設委員会記録

1 期 **日** 平成21年6月18日(木)

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員 委員長 松岡宏道

副委員長 内田 務

委員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、 中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明

- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

[十木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監、空港振興課長、港湾管理課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

6 報告事項

- (1) 平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項等
- (2) 平成20年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について
- (3) 県内のダム貯水量及び各水系の状況について

7 会議の概要

- (1) 開会 午後10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑·応答
 - ○質疑(吉井委員) 指定管理者について、私の地元のびんご運動公園が出ていますのでお伺いするのですが、いろいろな意見等を利用者からたくさんいただいております。前回は行政である尾道市が管理していたのですが、この1年間は民間のポラーノグループびんごが選定されています。私は、平成19年の予算特別委員会の中で指定管理者について30分ほど質問させていただきました。そのときは時間の関係で余り聞けなかったのですが、公園事業の管理について、もう一回意見を申し上げたいので質問します。まず、資料番号2の11ページの一番上の指定管理者の意見に、毎週水曜日及び年末年始の休園日を廃止し、年中無休とすると書いてありますが、県のびんご公園の設置条例の中では、休園日を示しているのではないでしょうか。

- ○答弁(都市事業管理課長) ポラーノグループは水曜日を営業するということで提案 をされてきたということです。これは制度的に県の都市公園条例の13条第2項の手続によりまして、県の承認を得れば、営業日を変更することができるという規定によるものでございます。それを前提にポラーノグループが提案をされてきたということでございます。
- ○質疑(吉井委員) 県の条例に縛られていても、県に了解を得れば、曜日とか休園日 については指定管理者の申請を認めることについて、これは別に問題はないと解釈 してよろしいのでしょうか。
- ○答弁(都市事業管理課長) 制度的には可能でございますので、問題はないと考えておりますけれども、重要なのは公募の際の条件の示し方でございます。こちらが公募する際に、各事業者が同じような認識を持って提案してくるということが重要であると思います。平成20年度の選定におきましては、若干そういったところに欠ける面があったのではないかと反省をしておりますので、次回の選定に当たりましては募集要項の記載内容ですとか、説明会における説明の仕方を工夫して改善をしてまいりたいと考えております。
- ○質疑(吉井委員) しっかりとお答えいただいたので、これ以上申し上げませんが、 今回は1年間を運営されて、皆さんの方で取りまとめた結果を報告されているわけ です。その中で、休みという文字が入っているので私も聞かざるを得なくなって聞 いたのですが、先ほど都市事業管理課長が答弁された点は、私が一番声を大にして 言いたかった部分でありますので、これ以上の質問はこの点についてはいたしませ ん。

次に、この公園事業について、みよし運動公園の方はどうか知りませんが、問題点があるのではないかと思うのは、入場者です。2番の管理運営状況をみると、入場者数が年々増加しており、非常に好ましいことだと判断するのは当然のことだと思います。ところが、大きな大会ばかりを誘致すると、入場者数は上がりますが、地元の小さな団体や、PTA、学校関係といった公共的意味合いを持つような団体が使おうと思っても、なかなか貸してもらえない状況も実際起きているのではないかと思います。

私が言いたいのは、入場者数がどんどん増加したから、評価が高いというものではないということです。評価のところで、利用者ニーズを把握するために、利用者団体、地域住民の代表等で構成する協議会を開いて意見聴取し、運営に反映させる、と書いてありますが、実態は先ほど言ったようなことになっており、かけ離れている部分があると私は思うのですが、当局はどうお考えですか。

○答弁(都市事業管理課長) 確かに、入場者数だけで評価するというのは正しくない 面があるかもしれません。一番重要なのは、より多くの県民の方に使っていただく ということでございますので、地域の学校ですとか各種団体との連携が重要だと思 っております。よく連携をとりながら、地域のニーズ等も把握して運営を行うよう 指定管理者を指導してまいりたいと考えております。

○要望・質疑(吉井委員) 非常に前向きな答弁をされましたので、最後に私の要望として皆さんにお願いしたいのは、入場者数がどんどん増加すれば、非常に有効に利用されているということばかりではないということを申し上げたいのです。全国から人が集まる大会は確かに県がしっかりと受けとめなければいけませんが、その中でも、たくさん人が来るような大会もあれば、全国大会の割にたくさん来ないということもあります。逆に地域性を考えれば、地域の団体が本当に大きな場所がないから貸してほしいと言ったときに、市内の団体よりも全国大会を優先するということがあってはならないと個人的には思っております。受益者が県民でない部分もあるわけです。入場者数には余りこだわらずに多少の弾力性を持って対応していただきたいと思います。私が知っている団体の中には、中四国、全国大会の方が優先ですからだめですと言われ、二度とびんご運動公園を使わない、もう行きたくないと言っていた大きな団体もあります。県民が受益者となるようもう少し弾力性を持って対応していただきたいと思います。

次に、10ページの真ん中から下の段の平成20年度料金収入で、その他収入があり、 予算額1,095万円に対し、決算額は764万円となっていますが、その他収入は何でしょうか。

- ○答弁(都市事業管理課長) 自動販売機の収入や物品販売に係る収入です。
- ○意見(吉井委員) これは最後の意見として申し上げますが、このあたりの収入を県がどうとらえているのか、1年間の販売収入を委託料に反映させるという考えがあるのかどうか、備考のところに何も書いてないので、聞いてみました。
- ○質疑(井原委員) 指定管理者の12、13ページの説明の中で、不適切な事務処理があったという説明がありましたが、不適正な事務処理について、どういった認識を持っておられるのか。その結果として、この事業者に対してペナルティーもしくは注意喚起のために何をされているのか。また、それに至った際、対処するべきマニュアル、一定の基準があるのかどうか、あわせて御説明いただきたい。
- ○答弁(住宅課長) 平成20年8月だったと思いますが、私的に着服したという事実が ございまして、県の方に報告をされております。その報告に基づきましてその受託 業者全体について調査に入っています。それによりますと1個人が着服して、私的 流用し、遊興費に使ったということらしいのですが、それがなかなかわからなかったということがありました。その結果、いろいろ調べた中で、組織として、会社ぐるみでやったのではないことがわかりまして、その対処をどうするかということを 県から指定管理者に求めた結果、善後策として、再発防止のための研修とか、役員の処罰といった対応をとられております。そういったことを受けまして、指定管理者の重い処分として指定取り消しとか、業務の停止ということが考えられますけれども、判断基準としては、県の行政管理課が所管している指定管理者制度運営に係る事務処理要綱の中にあり、社会通念上、著しく不適当と判断されるときはそうい

- った取り消し等の対応ができるということになっております。このたびの調査等を 踏まえ、個人的な問題であり、しかも業者みずから厳正な処分を行ったということ でございまして、処分には該当しないという判断をその時点でいたしております。
- ○質疑(井原委員) 企業の中にあって個人ということがあり得るのでしょうか。個人として動いていることは事実でしょうけれども、それは組織の中として動いているはずで、個人がやったことだから、それは全体人格としては問われるべきではないという話は、社会通念上、通用するのですか。一般企業、例えば金融機関で、内部で横領があった場合、監督官庁である金融庁は必ず処分します。当然のことです。まして住宅利用料について、入居者から授受したものを私的に流用したということであればその事業者は、当然ペナルティーの対象になるという認識ですが、違いますか。
- ○答弁(住宅課長) 確かに遺憾な話ではございますけれども、先ほどの社会通念上の著しく不適当と判断するところの判断といたしまして、今回の事例は法人みずからが悪意を持って起こしたものではないということがございました。それから、何年にもわたって適切な対応をとらない中で事件が発生したとか、常識では考えられないような多額の横領を漫然と放置したという事案でもございません。さらにその受託業者は、県の是正指導を忠実に履行し、真摯に事件の再発防止ということも取り組んでおります。告発ということも考えたようではございますけれども、弁護士と相談しながら業者としては警察と協議したようでございますが、結局そこについては横領した金額を全額返還し、かつ損害金も返還しているなどの理由によって、刑事事件としては罰則を付与することは難しいという警察の見解が示されたようです。それらを受けまして、県としては社会通念上著しく不適当と判断しなかったということであります。
- ○質疑(井原委員) 1点だけ確認をさせていただきますけれども、受託業者、法人が みずからの意思を持って法人として行っていない犯罪行為については、その処分の 対象となり得るだけの金額であるとか、時期も含めてあるのでしょうが、この部分 については軽微であって、それだけの処分をすべき対象ではないという、基本的な 考え方をこれからも同じくされるということでよろしいのですね。あくまでも個人 の責任で、それも刑法上、刑事訴追を免れる部分程度の金額であれば、今後同じく 事業者に対してのペナルティーはしないということを一貫して行われるということ を確認してよろしいでしょうか。
- ○答弁(住宅課長) 今回の決定につきましては、我々、都市局で判断しているわけで ございますけれども、今後のことについて、都市局サイドが単独で発言するという ことは本当に差し控えるべきだと思っています。今回の事案が発生した当初から行 政管理課と連携をとりながら判断をしております。そういった意味で、今後、どう かという話には、ケース・バイ・ケースでいろいろな場合があると思いますので、 住宅課としてはっきりとお答えすることはできないと思います。

- ○答弁(都市技術総括監) 先ほど課長が説明しましたように、事務処理要綱というのがございまして、組織的な違法行為が行われた場合の当該指定管理者に管理業務を行わせるということが、社会通念上著しく不適当と判断されたときは、指定取り消し等ができるという基準がございます。ですから、一般的に、先ほどの委員御指摘のとおり、今後ともそうするのかということについてはこの要綱に照らして、個別具体的に判断するということになろうかと思います。今回の件については、先ほど説明しましたとおり判断をさせていただいたということでございます。
- ○意見(井原委員) 基本的に会社の金を内部流用したのならそうでしょうが、指定管理という形で、募集から入居等も含め料金の徴収まで業務全体として受けているものの中で、請求された使用料の支払いを受ける側がその受けるべきものを流用したということについては、著しく社会的通念上、悪だと私は思います。このことについて今後どのようにされるのか、所管部分もまたがるようですけれども、十分に御協議をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○質疑(浅野委員) 先ほど県内の渇水の状況の報告がございました。芦田川水系ですけれども、過去10年間の平均と比較して深刻な状況にあります。それから平成6年、これはデータがございませんので三川ダムとの比較ですけれども、三川ダムについては、平成6年のときは60.5%ですが、この6月18日現在では既に渇水率が20.3%という状況になっています。八田原ダムにおいても、18日現在32.5%であり、両方合わせて何と28.3%という大変深刻な状況にあります。現状の対応は、農水、工水ともに30%の取水制限をしたようです。それで、一番心配される一般市民に対する飲料水の今後の供給の見通しについて、県としても対応を考えていただかないといけないと思うのですけれども、どのような見通しでしょうか。
- ○答弁(河川課長) 確かに芦田川水系は今のデータのごとく非常に厳しい状況でございます。梅雨に入っていますけれども、先ほど申しましたように、雨が余り期待できる状況にありません。ただ、来週の月、火曜日ぐらいは傘マークがあってちょっと期待はしていますけれども、まだまだ厳しいということでございます。渇水調整会議は国の福山河川国道事務所が事務局となっていますけれども、これ以上また貯水量が減るということになると、公表はされていませんが、今の予定では、農水、工水の取水制限をさらに強化すると聞いております。上水については、平成9年に八田原ダムが完成しまして、その後平成14年、あるいは平成20年に同じように貯水量が減って取水制限をしていますけれども、八田原ダムができまして以降は、上水での取水制限はやっていないのが実態でございます。引き続き、ホームページなどにも節水の啓発を載せ、また、先日福山市独自で渇水対策本部を立ち上げられましたけれども、我々も市と協力しながら、連携を強化していきたいと思っております。
- ○質疑(浅野委員) 先ほども八田原ダムの話がありましたけれども、この八田原の多目的の大型ダムができれば、渇水はもうないであろうと大変大きな地域の期待を担って八田原ダムが完成しました。もちろん地元の負担は大きなものがありました。

その八田原ダムが、あり得ざる厳しい貯水の状況にあり、いまだかつてなかったであろうと私は思うのです。ですから、6月の降水量は少ない見通しの中で、万全な支援をぜひやっていただきたいわけです。どうか、地域に任せるのみならず、場合によっては全県的な対応をとっていただきたい。県東部の水がめである八田原ダム、三川ダムの状況を打開するためにも、これは全庁体制で支援をお願いしたいわけですけれども、どのようにお考えでしょうか。

- ○答弁(河川課長) 全庁体制の支援としては、渇水対策本部を立ち上げております。 太田川は結構大きな給水人口を抱えていますけれども、その太田川水系、2水系に 取水制限が実施されれば、知事をトップにした本部を立ち上げるという形をとって います。そこまではまだいってないということで、先ほどから申しましたけれども、 当面は連携をとっていくという状況であり、とにかく雨を期待するしかないという 状況でございます。
- ○答弁(土木整備部長) 渇水の状況を見ますと、西部の方は非常に潤うぐらいの雨が降っておりますが、東部の方が非常に少ない状況でございます。先ほど委員が心配されておられました上水の件ですが、現在のところ、私が聞いているのは、福山市の方で自主水源といいますか、地下水等で何とか対応しているということです。ただ、心配されていますように、平成6年に渇水がありましたので、渇水が進み、上水の取水制限までやらないといけないということになりますと、平成6年の状況のように全県的に対応して、給水車を出すとか、対応策も考えていかないといけないと思っておりますので、県の渇水対策本部とか、あるいは市の対策本部と連携をとりながら、対策を考えていこうと思っております。
- ○質疑(浅野委員) ぜひ、万全の体制をとっていただきたいと思います。

それで、私は、今後のことを非常に危惧するわけですけれども、今回のことを奇貨として、芦田川水系の八田原ダムに対する期待はすごいものがあります。もちろん河口堰等も三川ダムも期待はあるのですけれども、今、地球の温暖化ということが言われており、西部は雨で潤っているが、東部は渇水であったりする。これは何も芦田川水系だけではなく、いろいろな水系において今後も起こり得る現象であって、この地球温暖化の時代に突入した現在においては、こういったことは予想されるわけであって、県の危機管理のあり方も抜本的に考えていただきたい。ぜひ、これを奇貨として全庁的な取り組み体制をつくっていただきたいわけですけれども、重ねてそういった危機管理をどうされるのか、御答弁いただきたいと思います。

- ○答弁(土木整備部長) 危機管理につきまして、危機管理監が設置されており、危機 管理監が対応できるものと、各局で対応できるもの、部署によっていろいろござい ます。今、もちろんその渇水とかあるいは洪水、こういったものにつきましても、 レベルに応じて局で対応、あるいは危機管理監といったことで、そういった組織を 挙げて対応していきたいと思っております。
- ○要望(浅野委員) 最後ですが、そういった方向で県としても全庁体制の危機管理を

しっかりとしていただきたいと強く要望しておきます。

- ○質疑(砂原委員) 2つ質問させていただきます。まず1つは、指定管理者についてですが、6ページ、7ページのボートパーク広島について聞かせていただきたいと思います。このボートパーク広島をつくった当初の目的は何だったかということを再度確認したいのですが、御答弁いただきたいと思います。
- ○答弁(港湾管理課長) ボートパーク広島の整備については、基本的に広島、太田川 も含めた広島地域の放置艇対策の受け皿という位置づけで、我々としては考えてお ります。
- ○質疑(砂原委員) 全くそのとおりで、これは放置艇対策のためにPFIという手法を導入して行ったものです。それで 7ページの 3番に、計画が達成できなかった一番の要因は、入艇増加数の低迷であり、それに比例して駐車場利用率の減少や営業利益の赤字が生じた。入艇促進のための広報活動やイベント等の実施により、船舶所有者だけでなく、広く県民に認知されるよう、施設の知名度向上に努め、入艇数の増加をと書いてあります。それから、総合評価のところには、景気の低迷等により解約者が増加する中で、入艇隻数は前年度から 3 割近く増加し、また計画になかった新たなイベントを企画・実施すると、何か相矛盾することを書いてあります。基本的に、これはプレジャーボートを入艇させるための施設ではなく、放置艇対策としてつくったものであります。この指定管理者については、入艇の選別を余りできないようになっていて、基本的に不法係留のものをここに入れさせるというのが前提であり、入艇がふえなかったのは県の責任です。前の建設委員会で、この周りにいっぱいいる不法係留しているものを入れるのは県の仕事でしょうと言ったら、県はそうですと言っているわけで、それができなかったらこれは県の責任です。そこをどう認識しているのでしょうか。
- ○答弁(港湾管理課長) 委員の御指摘のとおり、ボートパーク広島につきましては、 放置艇対策を推進していく上で、その受け皿となる係留施設の中の一つとして最大 のものでございまして、1,080隻の収容艇数を予定しております。放置艇収容対策で は欠くことのできない施設であると考えております。ただ、PFIにより募集した ときの方針に、ボート施設実施方針等、あるいは現在しております契約におきまして、財政的税制面での支援はできない旨を定めておりまして、直接的な支援は困難 な状況にございます。ただ、先ほど申しましたように、本来放置艇対策として大き な位置づけを行っておりますので、今後引き続き重点放置禁止区域の拡大とか、不 法係留船舶に対する撤去の徹底指導等を、国の関係機関とも連携をしながら確実に 行っていくことが最も効果的な支援策と考えておりますので、引き続きこの点について努力を進めてまいりたいと考えております。
- ○質疑(砂原委員) 財政的な支援をしなさいとは言ってないわけで、入艇を促進するような活動を人任せではなく、県みずからやらなければいけないのではないかと言っているわけです。今、やると言ったから、そう認識してこの1年間様子を見ます

けれども、不法係留しているのをどんどん撤去していくことを、前の建設委員会で言っていますよね、そのことをもっと徹底してほしい。ここの収支は約400艇近くまでいかないとペイしないと聞いているのです。後もう500隻を追加でつくる話になっているが、そこにも事業着手できない状況になっている。ここの部分は県の責任ということをしっかり認識した上で、この指定管理者に対するチェックを入れていただきたい。また、不法係留をもっともっと入れさせる努力をしなさいと言っているわけで、その決意についてもう1回聞いてみますが、いかがでしょうか。

- ○答弁(空港港湾部長) いろいろと御心配をいただきまして申しわけございません。 確かにおっしゃられるように、放置艇対策について県等を中心に、また国の方とも 協力をしながらやっていくというのが大前提でございます。ですから、ボートパー ク広島の経営状況ということから少し離れても、放置艇対策をしっかりやっていく というのが極めて大事であると思っています。それから全国的に見ましても、例え ば海上保安庁に協力をいただいたり、あるいは強制撤去したりということで、放置 艇対策については、かなり先進的にやっているところでございますので、引き続き 強化をしてやっていきたいと考えております。
- ○質疑(砂原委員) わかりました。よろしくお願いします。

それともう一点、今度は広島南道路のことについて伺いたいのですが、写真を見ないと私が言うことが皆さんに理解できないと思うので、委員長これを委員の皆さんに配ってもよろしいですか。 (委員長了解の上,書記が資料2枚(A4)を配付)

○質疑(砂原委員) 地域限定の話なので、委員会には余り関係ないとはいうものの、 理解だけはしていただきたいということで、あえてこの写真をお配りしました。

まず、写真を見ていただきたいのですが、上の部分に見えている北側の部分が広島西飛行場です。写真の手前側に船だまりのような形になっている赤い線の部分が高速3号、高速道路公社で埋め立てようとしている土地の部分です。ここで質問です。この観音新町三丁目と四丁目の間の天満川に面した細長い船だまり上のものがあるわけですが、もう一つの今配っている写真の地図を見てほしいのですが、この水面下に、7本のピアを建てるという計画になっている。私が心配しているのは、この細い水路のようなところにピアを7本も建てたら、水の流れが非常に悪くなって、衛生的に、環境的に非常に悪くなるのではないかという懸念をしております。また地域の方から、なぜ中途半端にしてやるのかという声も聞いているので、その辺はどうなっているのかと感じたわけで、この埋め立て計画について、県からは単にこの区間を通るだけと聞いているので、議会の説明等一切なかった話ですけれども、将来の衛生面とか管理面がどうなるかということがとても心配です。これをどうしてもやってしまうということであったら、将来的にいろいろな問題が起こるので、全体を埋める方がよいのではないかと思うのです。港湾の埋め立てということで、なかなか難しい問題が絡んでくると思うのですが、実際この計画を変更するこ

とはできるものかどうか、空港港湾部長に伺いたいと思います。

- ○答弁(空港港湾部長) 御指摘の埋め立て計画につきましては、国の地方整備局からこういう形での埋め立てをし、かつ1本道路を通すというような計画に対して港湾管理者といたしましては、その事業者の計画が適当であるか否かと、公有水面埋立法に基づいて適当であるか否かということを審査をしている最中のものでございます。私どもが聞いておりますのは、道路事業者におきましては、湖沼を実際に利用されている方々との話し合いなども含めて、この形で計画どおり整備をしていきたいということで伺っておりますので、これをその申請に従って審査していくという手続を進めていくというのが基本になってまいります。ただ、仮に事業者の側が今のような御指摘を踏まえてその計画の変更をされるということであれば、その申請に従って速やかに審査を行っていくということになろうかと思います。ただ、申請のやり直しというのは、一からやり直すということになりますので、例えば縦覧の手続や市への諮問でありますとか、そういったものを含めますと、一概には時間的なものは言えませんけれども、半年以上はかかるのではないかと思っております。
- ○要望・質疑(砂原委員) この計画で水がよどんで、将来の環境が悪化する可能性があることについて、国も環境アセスメントを何もやっていないわけです。おっしゃるとおり、南道路を早くつくっていかなければならないという問題も一方であって、漁業的なものも出てくる可能性もあるし、なかなか方向を変える意思はないというお考えだと思うのですが、これは市で議決する案件になってくると聞いておりますので、いろいろな問題が出てきたときに、県としては速やかに対応していただきたいと思います。それと、この現状で道路が完成後、ここの環境が悪化したときに管理者としてだれが対応していくのか、恐らく広島県だと思うのですが、県だ、市だ、国だ、とか振り合いをするのではなく、そういった問題が生じたときにはきちんと県が対応するということをぜひ要望しておきたいと思います。ピアを建てた後で、問題になったから埋めればいいのではないかという話で、また埋め直すということになると構造的にそのピアがもたないと聞いております。その奥にあるポンプ場の移設で10億円ぐらい金がかかるといった話も聞いておりますので、もし計画変更の話し合いが進むようなことがあれば、そういったことを含めて、また将来的なことを含めていろいろ検討していただくことを要望しておきます。

それともう一つは、ここに関連して広島南道路のことについてお聞きします。高速3号の当初の事業計画は、太田川放水路を越えて商工センターまで行く、そして基本的にはトンネルでやることになっておりましたけれども、これが橋に変わったというのが今の状況であります。有料道路部分は高速道路公社が行って、下の平面街路部は国が直轄で事業主体となってやるという話になっていました。しかし、その後の広島西飛行場存続問題とか、トンネルを橋に変えたとか、こういった問題によって、太田川放水路渡河部を高速道路公社ではなく、広島市がやり、そして平面街路部も広島市が整備するということになりました。この計画変更によって高速3

号の有料区間は手前の観音ランプで終わってしまう。太田川放水路を渡った西部ランプから商工センター一丁目までの区間は無料になったわけですけれども、その区間を今、どのように整備しているのか、またこの事業を引き続きだれが事業主体としてやっていくのかを伺います。

- ○答弁(道路企画課長) まず、太田川放水路から西側の話になろうかと思いますが、 今までの経緯でいきますと、もともとは草津沼田道路のまでの区間が広島高速道路 公社で事業を進めることになっており、平成18年度に採算性の検討をした結果、投 資額が見合わないということで、太田川放水路渡河部につきましては広島市で事業 をするという計画になって、太田川放水路渡河部を渡った西部インターから草津沼 田有料道路までの間が、事業主体としてまだはっきり決まってない状況にございま す。それにつきましては、将来的に一つ言えるのは、草津沼田道路の計画検討路線 というのもございまして、非常に悩みがあるような状況でございます。ただいずれ にいたしましても、あいまいな部分となっておりますので、今後、国、県、市と調 整していくことになると思います。関係機関に働きかけを行っていきたいと思って おります。
- ○質疑(砂原委員) つまり、今の時点では事業主体がいなくなってしまったと理解しました。高速道路というのは、全体の道路ネットワークとしてできて初めて機能し、利用者がどんどんふえていくと思うのです。これが途中でぽつぽつと切れているような状況になっていますが、このまま自動車専用道を広島高速3号の観音ランプで終わらせてしまっては、利用客もふえないと思うし、何より一番問題なのは、廿日市方面から広島に向けての朝の慢性的な交通渋滞を解消するためにこのバイパス及び平面街路も考えられたのだから、西部ランプから商工センター一丁目までの区間、そしてその廿日市のジャンクションまでの間、これができて初めて交通渋滞などの解消の一助になると認識しているのですが、廿日市ジャンクションまでも含めて、この南道路の今後の整備についてはどのようにお考えでしょうか。
- ○答弁(道路企画課長) 今回の広島高速でやる区間は、不明確になった区間とあわせまして、西側についても現段階で明確にどこがやるという意思決定はなされておりません。今後、どちらにしても自動車専用部分も、平面部分も含めまして、特に自動車専用部分につきましては、事業主体とすれば、県とすれば2号バイパスということで考えてはおりますが、早くやるために、公共事業、あるいは再度有料事業の導入といろんな事業手法があろうかと思います。今後関係機関で集まって協議する場がございますので、議論を進めたいと思っております。
- ○要望(砂原委員) このトンネルが橋に変わったことでいろいろな問題が生じている。 それだけが理由ではないのでしょうが、今までは国が直轄でやってくれて、県は一 部負担で済んでいた可能性が高かったわけですけれども、また消えて、一からやり 直すという話になると思うのです。高速道路は基本的にネットワークして初めて機 能する、それを早くすることが大事だということを、もう一回よくよく認識して、

平成25年以降の計画を詰めるのであれば、もうそろそろ考え始めていかないと、今後どうするのか、また当分ほっておくのかというような話にもなりかねないので、 各部担当でしっかりと基本構想を練り始めていただきたいということを切に要望して質問を終わります。

(4) 閉会 午後 0 時 13 分